

ID: 773

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合には、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日